

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき 300円	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定による住民票の写しの交付	住民票の写しの交付手数料	1件につき 300円
			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条の規定による個人番号カードの返納後の交付。ただし、次に掲げる場合の交付を除く。 （1） 個人番号又は住民票コード変更により返納した場合 （2） 国外転出により返納した場合 （3） （1）	個人番号カード返納後交付手数料	1枚につき 800円

			及び(2)に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた場合		
			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付。ただし、市長が特に必要と認めた場合の再交付を除く。	個人番号カード再交付手数料	1枚につき 800円

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。